

令和6年（行ウ）第3号 地位確認等請求事件

原告 佐藤 万奈 外1名

被告 国

証拠説明書（A号証）（7）
（甲A162～194号証）

2025（令和7）年1月20日

札幌地方裁判所民事第5部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子
ほか

証拠番号	標 目 原本・写しの別	作 成 者 作 成 日	立 証 趣 旨 (備考)
甲A162	「『夫婦別姓訴訟』 同氏強制合憲判決 にみられる最高裁 の思考様式」(世界 879号138頁) (写し)	高橋和之 2016年	高橋和之教授は、 ・氏は「社会の中で自生的に成立したもの」として、氏の自然性・前国家性を強調すること。 ・婚姻については「前国家的な人権の問題」だとして自然的・前国家的な権利としての婚姻の自由を承認すること ・夫婦同氏制度を定める民法750条について、「憲法24条2項の『個人の尊厳と両性の本質的平等』という日本国憲法の根本原理に反する状態を生みだしており違憲であるとするか、あるいは、人格権あるいは婚姻の自由を制約しており、または実質的平等に反しているがその正当化は困難であり、違憲であるとするのが正しい解決であったと思う」として、違憲と判断すべきだとしていること等。
甲A163	「氏名の変更を強制されない自由」 (佐賀大経済論集 51巻4号91頁) (写し)	井上亜紀 2019年	井上亜紀教授は、 ・「氏の具体的な内容が法律によって規律されることは、『氏名の変更を強制されない自由』を憲法上の権利ではないとすることの理由とはなり得ない」として、氏の権利性を認めること ・「婚姻をしようとする当事者の一方が『氏名の変更を強制されない自由』と『婚姻の自由』という憲法上の権利のいずれかを選択しなければならず、その結果としていずれかの権利を放棄しなければならないこと」を

			理由に、正当化論証を要することとしていること等。
甲A164	「最大判平 27・12・16 と憲法的価値の実現(2)～夫婦同氏強制制度」(戸籍時報 737 号 28 頁) (写し)	二宮周平 2016 年	二宮周平教授は、 ・「氏の変更を強制されない権利は、人格的生存にとって不可欠の権利、すなわち人格権として憲法上の保障を受けて」いるとすること ・現行民法は、家族を「個人と個人の権利義務関係として規定する」のであって、「家族を団体として捉える規定は存在しない」とすること等。
甲A165	「第 20 章 家族」(渡辺康行他『憲法 I 基本権 第 2 版』482 頁) (写し)	穴戸常寿 2023 年	穴戸常寿教授は、「憲法 24 条 1 項の『婚姻をするについての自由』は、両性の自由かつ平等な意思決定により(第三者の同意等を要せず)『婚姻』が成立するという防御権的側面に加えて、『婚姻』という法制度を利用する権利という側面を含む」としていること等。
甲A166	「夫婦の氏と婚姻の自由－『家族の呼称』としての氏の分析を中心に」(法律時報 94 巻 6 号 50 頁) (写し)	木村敦子 2022 年	木村敦子教授は、 ・配偶者間の不均衡性を内包する婚姻制度のあり方それ自体が、婚姻をするかどうかの決定を妨げていると捉えるべきである。」家族の呼称としての氏に、婚姻制度に内在する配偶者間の不均衡性ないし婚姻の自由の制約を正当化できるほどの積極的な意義は認められない ・憲法 24 条 2 項において、家制度の克服という方針のもと、『個人の尊厳』を掲げているのであれば、そこに個人を超越する団体としての家族を観念することは許されない。 ・家族形態の区別・差異化を前提とした家族公示識別機能が社会に定着することによって、ある特定の家族が規範化し、それ以外の家族形態を「排除」する構造になっている点に留意しなければならないと指摘していること等。
甲A167	「第 9 章 婚姻の自由と家族制度」(『立憲主義と日本国憲法 第 6 版』281 頁) (写し)	高橋和之 2024 年	高橋和之教授は、「氏を同一にしないで婚姻することは、婚姻の自由の内容に含まれている」とした上で、夫婦同氏は「それが婚姻の成立要件か効力かとは関係なく、婚姻の自由を制約していることになる」として、夫婦同氏の権利制約性を認めていること等。
甲A168	「夫婦同氏制を定める民法 750 条の合憲性」(ジュリスト 1505 号 22 頁) (写し)	小山剛 2017 年	小山剛教授は、「婚氏決定は、婚姻届が受理され、法律婚が成立する前提条件である」こと、「夫婦同氏の強制は(中略)家族を他者から識別するという、社会的・外在的な要請による」であること

			を踏まえ、夫婦同氏は「憲法上の婚姻の自由に対する下位法による制約」としていること等。
甲A169	「『婚姻の自由』に関する基本的な問題状況」(法律時報94巻6号7頁) (写し)	米村滋人 2021年	米村滋人教授は、「いかなる内容の婚姻制度であっても、およそ立法により婚姻制度が定められ、それを国民が選択可能になっているのであれば婚姻の自由の侵害はないと解するのでは、人権としての婚姻の自由は存在しないのと同等となろう。」と指摘していること等。
甲A170	「夫婦同氏制の憲法24条適合性審査に関する覚書」 (憲法研究第10号87頁) (写し)	佐々木くみ 2022年	佐々木くみ教授は、 ・「夫婦同氏の例外を許さないことは、低く見積もっても、義務的考慮事項の一つである婚姻制度へのアクセス可能性を減じているといえ」る、 ・「安易に間接的制約に位置付けて審査密度を緩めるべきではない」 ・制度準拠的思想によっても、婚姻選択に課される要件が違憲になる余地が残るとしていること等
甲A171	「最高裁の『総合的衡量による合理性判断の枠組み』の問題点」(石川健治他『憲法訴訟の十字路—実務と学知のあいだ』弘文堂335頁) (写し)	泉徳治 2019年	泉徳治元最高裁判事は、 ・民法750条が婚姻をすることに対する制約になっていることを踏まえてその正当性を審査すべきとしていること、 ・民法750条は、実質的に妻に改姓を促し、家制度の一部を残す働きをしている以上、憲法14条1項及び24条2項に違反すると解すべきであるとしていること等
甲A172	「時論 褪色する“家族の肖像”と最高裁」(ジュリスト1565号91頁) (写し)	駒村圭吾 2021年	駒村圭吾教授は、「ある権利が制度構築に依存していることを認めることが、『制度優先思考』を直線的に導くわけではない。」(107頁)としていること等。
甲A173	「制度形成の統制」(法律時報91巻5号26頁) (写し)	篠原永明 2019年	篠原永明教授は、平成27年大法廷判決について、「幅広く考慮事項を列挙しているが、結局、どれが夫婦同氏制(民法750条)において決定的な考慮事項なのか判然とせず、列挙された考慮事項が全て、夫婦同氏制の合憲性を論証する中で有意義に機能しているわけでもない。」と指摘していること等。
甲A174	「夫婦同氏制の合憲性」(別冊ジュリスト239号14頁) (写し)	蟻川恒正 2018年	蟻川恒正教授は、通称使用が拡大しているとしても、「夫婦のうち一方のみが氏の変更による何らかの不利益を引き受け、他方はそうした不利益から一切免れているという配偶者間での不利益の不均衡を民法が『公序』として強制し

			ていることの問題性は解消されない。」 としていること等。
甲A175	「〔夫婦の氏〕第 750条」(『新注 民法(17)親族(1)』 167頁) (写し)	床谷文雄 2017年	個人の氏名のうち、「氏」は夫婦・親子 など一定の身分関係にある者が共通に 称する法律上の呼称であり、「名」と合 わさって個人を識別・同定するための 標識であるとともに、他者との関係性 を示す機能も有する。氏は、戦前の「家 の氏」(家名)から、戦後改正民法の下 で家制度の廃止に伴い「個人の呼称」へ と変じたとの理解が一般的であること
甲A176	「二つの最高裁大 法廷判決」(判例時 報2284号57頁) (写し)	窪田充見 2016年	窪田充見教授は、「現行の戸籍制度を理 由に、氏は個人の名称にとどまるもの ではないという結論を導くのは、本末 転倒であろう。それは形式法としての 戸籍法に、民法の定める内容とは異な る実体法としての性格を認めるもので ある。」と指摘していること等。
甲A177	「憲法と家族一家 族法に関する二つ の最高裁大法廷判 決を通じて」(論究 ジュリスト18号 86頁) (写し)	巻美矢紀 2016年	巻美矢紀教授は、子どもの保護との関 係について、「具体的な利益との関係で 論証されているわけではなく、しかも 傾向性にとどまる(既に諸外国で選択 的夫婦別姓制がとられているが、子ど もの具体的な不利益は問題となってい ない)。」と指摘していること等
甲A178	「『家族』の呼称と しての氏と婚姻の 効力としての夫婦 同氏」(論究ジュ リスト18号79頁) (写し)	石綿はる美 2016年	石綿はる美教授は、平成27年判決対 して、「双方の親と子が同じ氏であるこ とにより、子にどのような利益がある のかということについては十分に説明 していない」、「嫡出子と非嫡出子の相 続分差別もなくなった現状において、 社会により嫡出子であるということ を認識してもらうことにどのような意 義があるのかも明らかではない」と指 摘していること等。
甲A179	「夫婦同氏制」 (『判例プラクテ ィス憲法〔第3 版〕』信山社83頁) (写し)	浅野博宣 2016年	浅野博宣教授は、「婚姻・家族制度に関 する立法裁量は認められても、国が通 称使用を普及させ不利益緩和のために 努力したと認定されているわけでもな いから、その意味で国にとっては偶然 的・外部的事情であって、立法裁量が 適切に行使されたということでもない。」 と指摘していること等。
甲A180	「婚姻・家族制度 の内容形成における 考慮事項とその 具体的展開」(甲南 法学58巻3・4号 111頁) (写し)	篠原永明 2018年	篠原永明教授は、平成27年大法廷判決 に対して、「氏を変更することに伴う人 格的利益に関する問題の解決を通称使 用へ丸投げしているが、通称使用では、 氏に由来する『アイデンティティ』の保 持という問題には答えられない。」「通 称使用の可能性を指摘することでは、

			夫婦同氏制…の中で各考慮事項が如何に調整されたのかを論証したことにならず、自身の設定した合憲性の審査基準と当てはめの論証が対応していないという問題がある。」と指摘していること等。
甲A181	「第6章 包括的人権と法の下の平等」「II 法の下 の平等」(『立憲主義 と日本国憲法 第 6版』162頁) (写し)	高橋和之 2024年	高橋和之教授は、夫婦同氏制度の憲法14条1項適合性に関し、国家が、「女性に氏を放棄させることへの社会的圧力が働いており、選択の機会の実質的な平等が存在しない」という事実を知りながら、「形式的平等を強制し続けるのは、やはり差別と見て合理性の論証を求めるべき」とした上で、「女性差別への社会的圧力は、戦前の『家』制度の意識の残滓により生じている」のだとすれば、「まさに『個人の尊厳と両性の本質的平等』が否定した『核心』に属する問題」であるから、「それを放置する国家の不作为は、それだけで違憲というべきもの」としていること等。
甲A182	「第3章 平等」 (『リーガルクエ スト憲法II 人権 [第3版]』有斐 閣73頁) (写し)	浅野博宣 2022年	浅野博宣は、憲法14条は一定程度の実質的平等も保障していると解釈すべきであるとし、平成27年大法廷判決も憲法14条が実質的平等が14条とは全く無関係であると解しているわけではないと指摘していること等。
甲A183	「夫婦同氏の原則 を定める民法750 条の規定は憲法 13条、14条1項、 24条に違反しな いとされた事例」 (判例時報2308 号188頁) (写し)	床谷文雄 2016年	床谷文雄教授は、「成立した婚姻において本質的といえるものは、相互協力扶助による婚姻共同生活の維持であり、夫婦の氏は、それを補助する存在に過ぎない。氏のために婚姻を妨げられるのは、本末転倒ではなかろうか。」と指摘していること等。
甲A184	「新型コロナとジェ ンダー・選択的 夫婦別姓制」(辻村 みよ子著作集8巻 476頁) (写し)	辻村みよ子 2024年	辻村みよ子教授は、「夫婦の一方が旧姓を捨てることを強制する点は憲法13条の氏名権(人格権、「氏の変更を強制されない権利」)や24条1項(夫婦同権)・2項(個人の尊厳)、女性差別撤廃条約16条G項(姓に関する夫婦同権)にも違反する」としていること等。
甲A185	「第II章 日本国 憲法と家族法規 定」「第2節 憲 法13条・14条・24 条の内容と射程」 (『憲法と家族』日 本加除出版137 頁)	辻村みよ子 2016年	辻村みよ子教授は、氏の変更による不利益が女性に著しく偏在している点については、「この規定[原告ら代理人注：民法750条]を憲法14条の実質的平等違反、さらに家族領域での実質的平等保障は24条に委ねられると解した上で、24条2項の両性の平等原則

	(写し)		に反すると解することになろう」としていること等。
甲A186	「第14章 平等権」(『日本国憲法[第4版]』366頁) (写し)	松井茂記 2022年	松井茂記教授は、「かつて『家』制度の下では妻は夫の家の姓を名乗っていたことに照らすと、この規定は一見中立的ではあるが、まさに夫婦が事実上夫の姓を選択することを強制するために設けられたものといえることもできるのではなかろうか。それゆえ、これも性差別と捉えるべきであり、同姓を強制するやむにやまれない利益が考えられない以上、違憲というべき」と指摘していること等。
甲A187	「『家族』・『婚姻』の憲法学的意味を探る」(愛敬浩二編「講座 立憲主義と憲法学(第2巻) 人権I」249頁) (写し)	田代亜紀 2022年	田代亜紀教授は、「夫婦同氏制度は家制度の残滓であり、氏を個人のものとして規定しなおすことが戦後の民法改正がめざした『家』の解体として理論的に貫徹するという指摘は民法学においてもなされている。この個人主義の観点には憲法学も共有するはずであり、以上のような解釈から、夫婦同氏制度は憲法24条違反であるという結論が導かれるべき」と指摘していること等。
甲A188	「婚姻による氏の変更と個人の尊厳—最大決令和3年6月23日(令和2年(ク)第102号)の検討—」(都法62巻2号163頁) (写し)	作内良平 2022年	作内良平准教授は、氏名は「社会において個人が自律的に活動するために法によって用意された基盤」であるとしていること。また、「通称使用の広がりには取引関係における混乱を生じさせるものである」としており、平成27年大法院判決が夫婦同氏制は婚姻前の氏を通称として使用することを許さないものではないとする点については、「結果として、氏(名)制度の根拠を掘り崩すものとなっている」としていること等。
甲A189	『憲法の理性(増補新装版)』128頁 (写し)	長谷部恭男 2016年	長谷部恭男教授は、「婚姻の自由(中略)など、国会による制度の設営があっても、はじめて存立しうる権利であっても、各制度の内容について、きわめて広範な立法裁量が認められる抽象的な権利にとどまるとの結論が直ちに導かれるわけではない」としていること等。
甲A190	「憲法判例のなかの家族—尊属殺重罰規定違憲判決と婚外子法定相続分規定違憲決定」(駒村圭吾編『テキストとしての判決』有斐閣69頁) (写し)	渡辺康行 2016年	渡辺康行教授は、 ・「ある権利が制度構築に依存していることを認めることが、『制度優先思考』を直線的に導くわけではない。」 ・「立法部による家族制度の構築に関して、憲法上の権利に対する制約があると構成できる場合、あるいは現在の制度が立法裁量の枠を超えている場合については、裁判所がそれを統制しなければならない。夫婦同氏規

			定合憲判決は、そのような事例だったのではないかと指摘していること等。
甲A191	「夫婦同氏を定める民法750条についての憲法13条、14条1項、24条の適合性」(家庭の法と裁判6号15頁) (写し)	水野紀子 2016年	水野紀子教授は、 ・平成27年大法廷判決の多数意見は、嫡出子の保護を強調しながら、嫡出子として出生すべき子から、その民法上の保護を奪う結論を採ったと言わざるをえないとしていること ・通称使用によって改氏の不利益が緩和されるとした平成27年大法廷判決に対して批判していること等
甲A192	「夫婦の氏に関する民法750条の憲法適合性」(ジュリスト1505号89頁) (写し)	野村豊弘 2017年	野村豊弘教授は、「通称として、婚姻前の氏を使用することが許されているといっても、行政上は民法750条にしたがった氏を使用しなければならず、社会において婚姻前の氏を通称として使用することにも煩雑な手続きが課せられていることを考えると、判旨はその負担を軽視しすぎているかと思われる」と指摘していること等。
甲A193	「民法733条1項・750条の憲法適合性判断」(判例時報2284号53頁) (写し)	建石真公子 2016年	建石真公子教授は、「婚姻を選択する個人が、そのことにより、判例が認める権利である『人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴』としての氏名について変更を余儀なくされることは、婚姻や家族における個人の尊厳を傷つけ、憲法24条の目指す家族像とは離れる結果となるのではないだろうか」と指摘していること等。
甲A194	「現代家族の変容と『氏の選択』—選択的夫婦別姓制の実現に向けて」(自由と正義74号8頁) (写し)	辻村みよ子 2023年	辻村みよ子教授は、「民法750条は、夫婦同権を定める憲法24条1項違反となり、この点で個人の尊厳を保障した憲法24条2項違反とも言えることになるであろう」としていること等。

以上